

令和元年9月27日
交 通 局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 通勤手当の不適正受給

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	58	男性	減給1/60分 1月

(2) 事故の概要

事故者は、届出と異なる手段で通勤を行い、4か月分の通勤手当を不適正に受給した。

なお、事故者は不適正に受給した通勤手当は全額返納している。

2 都営大江戸線牛込神楽坂駅における誤通過

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	45	男性	戒 告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成31年4月18日、10時52分頃、事故者は都営大江戸線を運転中、「牛込神楽坂駅」に停車することなく、同駅を通過した。このことにより、当該駅において、約40名のお客様を乗降させることができなかった。

3 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

	事故発生日	職層	年齢	性別	内容
1	令和元年5月17日	主事	54	男性	戒告
2	令和元年5月26日	主事	54	男性	戒告

(2) 事故の概要

いずれの事故者も、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。